

## グループ経営事項審査の結果に基づく申請を希望される方へ

グループ経営事項審査（以下「グループ経審」という。）における結果に基づく競争参加資格審査の申請を希望される場合、以下のとおり審査を行います。

### 1. グループ経審結果に基づく競争参加資格の申請の有資格者

国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者の代表建設業者。

なお、既に令和5・6年度における競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、その後グループ経審を受審した代表建設業者は、再度の競争参加資格審査の申請をすることができます。

### 2. 申請手続き

グループ経審結果に基づく競争参加資格の申請を希望する方は、国土交通大臣が交付する企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写しと、グループ経審を受ける前の、グループを構成する各企業の総合評定値通知書等（以下「通知書」という。）を添付して申請して下さい。

なお、既に令和5・6年度における競争参加資格の等級決定を受けている方で、グループ経審により、再度の申請を希望する場合については、上記のものに加えて、別紙第1号の5様式「再度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」とグループ経審を受ける前の、グループを構成する各企業の通知書を添付して再申請して下さい。この場合、同一グループ内の既に等級決定を受けている全ての建設業者について従前の等級決定は取り消すこととなりますので、別紙第1号の6様式「等級決定取消申請書」を併せて提出して下さい。

### 3. 資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなります（定期受付の場合）。

ただし、随時受付の場合は、資格を付与された日から令和7年3月31日までとなります。